

(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和3（2021）年2月

株式会社ジェイウインド

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	1
(5) 縦覧者数 .....	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	2
(1) 意見書の提出期間 .....	2
(2) 意見書の提出方法 .....	2
(3) 意見書の提出状況 .....	2
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して30日間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和2年11月24日（火）

#### (2) 公告の方法

令和2年11月24日（火）付の日刊新聞紙「熊本日日新聞（朝刊）」に掲載（別紙1参照）するとともに、熊本県公報への掲載（別紙2参照）を依頼した。

さらに、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページに令和2年11月24日（火）より掲載（別紙2参照）

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※熊本県、熊本県阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5箇所にて縦覧を実施した。（参考資料参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ（熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1）
- ・西原村役場 1階ロビー（熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259）
- ・南阿蘇村役場 環境対策課1階ロビー（熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1）
- ・大津町役場 環境保全課窓口（熊本県菊池郡大津町大字大津1233）
- ・阿蘇地域振興局 1階玄関（熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和2年11月24日（火）から令和2年12月24日（木）まで  
（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：各所の開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は0名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。なお、久木野総合センター及び国立阿蘇青少年交流の家(大研修室)については、開始予定時間を過ぎても参加者数が 0 名であったため、終了予定時間を切り上げて説明会を終了した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 2 年 12 月 5 日(土) 10 時 00 分～11 時 30 分	西原村構造改善センター 阿蘇郡西原村大字小森 3204-1	8 名
令和 2 年 12 月 6 日(土) 10 時 00 分～10 時 30 分 ※参加者不在のため開催時間を短縮した。	久木野総合センター 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 151-2	0 名
令和 2 年 12 月 6 日(土) 14 時 00 分～14 時 30 分 ※参加者不在のため開催時間を短縮した。	国立阿蘇青少年交流の家(大研修室) 阿蘇市一の宮町宮地 6029-1	0 名
令和 2 年 12 月 6 日(土) 19 時 00 分～20 時 30 分	エアポートホテル熊本(会議室) 菊池郡大津町室 1484	3 名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 2 年 11 月 24 日(火) から令和 3 年 1 月 13 日(水) まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙 4 参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3通42件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
<b>【全般】</b>		
1	<p><b>■1. 意見は要約しないこと</b></p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。</p>
2	<p><b>(6) アセス図書の縦覧方法について</b></p> <p>アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが多いのは不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。</p> <p>縦覧期間が過ぎてしまうと作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認することもできない。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することは難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。</p>	<p>図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。インターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることでインターネット上に最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。</p> <p>また、図書の記載内容は、当社のノウハウや事業計画に係る情報を含むものです。現状では第三者の2次利用を制限する具体的な手法が担保されておらず、無断2次利用が生じた場合、知的財産保護の観点から法的な措置を検討する必要が生じる懸念があります。</p> <p>このため、環境影響評価に係る図書を縦覧期間終了後も継続してインターネット等で閲覧できるようにすることや紙媒体でのご提供等は控えさせていただきますが、引き続き関係機関との協議を実施するとともに、地域住民への説明会を開催し、住民の方への情報提供に努めます。</p>
<b>【事業計画】</b>		
3	<p><b>■2. コウモリ類の保全措置について</b></p> <p>『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。</p> <p>よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として必ず検討して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月, 船越公威)</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
4	<p><b>■3. 現在設置されている風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか?</b></p> <p>(理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>現在設置されている風力発電機については、カットイン風速未満のときは遊転状態(ブレーキを掛けないで空回りする状態)となります。</p>
5	<p><b>■4. 現在設置されている風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか?</b></p> <p>(理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>現在設置されている風力発電機については、カットイン風速を任意に変更することは設備設計上不可となります。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
6	<p>■5. 現在設置されている風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか? (理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>現在設置している風力発電機については、点検・補修等の場合、手動でブレーキをかける等により意図的に回転を止める運用をしておりますが、通常運転時においては、カットイン風速未満であっても、発電に適した風を捉えるために回転を止めることはしておりません。</p>
7	<p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速未満であってもブレードは回転するのか? (理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>使用する風力発電機は確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありません。カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態(ブレーキを掛けずに空回りする状態)となり、発電時のように回転することはありません。</p>
8	<p>■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか? (理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、カットイン風速については、メーカー仕様で定められているため、任意に変更することはできません。</p>
9	<p>■8. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか? (理由)コウモリ類の影響予測において必要な諸元のため</p>	<p>具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能となります。</p>
【動物(コウモリ類)】		
10	<p>■9. コウモリ類の保全措置(ライトアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<b>実施しない理由</b>を述べよ。</p> <p>※45 個体(4 種、1~32 個体)、2015.07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド)青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県</p>	<p>ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。</p> <p>また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドハーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社)岩手県</p>	
11	<p>■10. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u></p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
12	<p>■11. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が <u>実施しない理由</u> を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
13	<p>■12. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「株式会社ジェイウインド」並びに委託先の「アジア航測株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月, 船越公威)</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
14	<p>■13. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として <u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u> 保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>的に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	
15	<p>■14. 環境保全措置の実施時期について          保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が <u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</u></p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
16	<p>■15. 「予測の不確実性」の定義及び基準について          他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。仮に事業者が今後、「予測の不確実性」について言及する場合は(おそらくするだろう)、「予測の不確実性」の定義を述べること。</p>	<p>環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。</p>
17	<p>■16. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」          国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。          「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
18	<p>■17. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2          国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電機施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。  <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を準備書までに実施して頂きたい。</u></p>	<p>方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。</p>
19	<p>■18. コウモリ類の保全措置(回避)について          樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上離して設置すること』という住民等意見に対して、P269「具体的な環境保全措置については今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します」と回答した。しかし「今後の調査及び予測結果を踏まえ、環境保全を検討す</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、今後の事業計画の進捗を踏まえつつ、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>る」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を要望しているが、事業者らはその要望を無視し論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	
20	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
21	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
22	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
23	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
24	<p>■23. 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>P243 バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が 3 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(5 箇所)において日没前から日の出まで自動録音</p>	<p>哺乳類(コウモリ類)の音声モニタリング調査の調査地点につきましては、風力発電機設置想定範囲を代表する地点として風況観測塔の設置地点としております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	調査するべきではないのか。	なお、日没から日の出にかけての録音を想定しております。
25	<p>■24. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	哺乳類（コウモリ類）の音声モニタリング調査につきましては、日没から日の出にかけての録音を想定しておりますが、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
26	<p>■25. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	マイクにより音を感知することのできる範囲は、周波数帯別の感度だけでなくコウモリ類の発する音の音圧にも影響することから、具体的な距離で示すことはできません。なお、マイクはWildlife Acoustics社のExternal U2 Ultrasonic Microphoneを使用し、水平から上方向に向けて調査を実施することを検討しております。
27	<p>■26. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
28	<p>■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a>)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「<u>定量的に</u>」に行うこと。</p>	予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。
29	<p>■28. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。
30	<p>■29. 月1回の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月1回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導</p>	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018.	
31	<p>■30. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、<u>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上</u>の調査を、<u>毎月2回以上の頻度で行うこと。</u>  <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u></p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書)P213. NEDO, 2018.</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
32	<p>■31. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。  ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。  ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。  ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。  ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>
33	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&amp;バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>方法書第6章に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。</p>
34	<p>1. 方法書の段階において複数のコウモリ類の専門家にヒアリング行ったことは評価される。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。</p>
35	<p>4. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p>	<p>ご意見のとおり、方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。</p> <p>なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、第6章の調査、予測及び評価の手法に反映しました。</p>
36	<p>2. コウモリ類の調査で使用する予定のすべてのバットディテクターの機種および記録方式を記載すること。</p>	<p>使用する機種および記録様式の詳細は準備書に記載いたします。また、フルスペクトラム方式のバットディテクター (Song Meter SM4BAT FS、Wildlife Acoustics 社製 等) の利用を検討しております。</p>
37	<p>3. リプレース事業の場合、死骸確認調査は月2回と定められている(環境省:風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン). 月1回で良いとした見解を示すこと。</p>	<p>死骸確認調査の調査回数については、改めて専門家等にヒアリングを行い、検討いたします。</p>
【動物(鳥類)】		
38	<p>(1) 計画地周辺の自然環境および鳥類全般について</p> <p>方法書に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)およびその周辺は熊本県内では数少ない草</p>	<p>セッカについては、文献調査において生息を確認しており、資料編の確認種リストに記載していま</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>原性鳥類が生息し、この地域を特徴づける生態系が維持されており自然環境の保全上、貴重な地域である。</p> <p>計画地は阿蘇カルデラの吹き出し口である立野火口瀬の東側にあたり、この一帯は昔から「まつぼり風」や「俵おろし」といった局地風が発生することで知られている。草原性のセッカ、熊本県の鳥に指定されているヒバリを始め、猛禽類など多くの生物が生息している重要な場所である。その根拠として、国内でも300つがい程度しか繁殖せず、九州ではほとんど見ることができない猛禽類のイヌワシが、計画地周辺で1990年代まで確認されていたことを挙げるができる。また、計画地北部に位置する原生林の北向山や東側に広がる南郷谷北斜面などには森林性鳥類が多く生息しており、計画地一帯はクマタカの生息地ともなっている。計画地とその周辺地域は、日本で今減少している草原環境と森林環境を併せもつ地域であり、鳥類以外にも昆虫や爬虫類、両生類などの数多くの生物が生息し、生物多様性に富んだ地域である。</p> <p>方法書の3章の「動植物の生息又は生育」では、文献調査から21目58科220種の鳥類が確認されている。しかし、方法書には水鳥などが記載されている一方で、当地で一番に記載すべき草原性鳥類の記載がないことは問題である。特に、計画地では最優占種と考えられるセッカの記載がないのは、文献調査で参照した文献に不足があったと考えられる。また、方法書の作成にあたっては、貴社がすでに運転を開始している「阿蘇にしはらウインドファーム」において知りえた事前調査および事後調査の結果も活用し、調査方法等を検討する必要がある。</p>	<p>す。頂いたご意見のとおり、対象事業実施区域の多くは草原であることから、第3章の表3.1-15にはセッカをはじめとする草原性鳥類を追記いたします。</p> <p>なお、既設風力発電所での調査結果等もできる限り活用しながら、今後の手続きを進めます。</p>
39	<p>(2) 鳥類調査の方法について</p> <p>計画地には、「レッドデータブックくまもと2019」において絶滅の恐れのある地域個体群に選定されているノスリ、コヨシキリ、ホオアカをはじめ、オオジシギ、セッカやヒバリ、林縁部ではホオジロなどが生息している。これらの繁殖状況を把握するには、繁殖期に終日調査を実施する必要がある。この他にクマタカをはじめとした希少猛禽類の空間利用状況調査を実施し、風車建設による影響評価の必要もある。</p> <p>また、鳥類が夜間も移動していることは周知のことであることから、渡りの時期などにレーダー調査などの夜間調査を実施したうえで、風車建設による鳥類への影響を評価すべきである。</p> <p>本計画は、既存の阿蘇にしはらウインドファームの更新事業であるが、現在は計画地の周辺に複数の風力発電施設が建設されていることから、それらの施設による鳥類への影響を含めた累積的影響評価についても実施すべきである。</p>	<p>方法書作成にあたっては、既設風力発電所の建替え事業であること、また、現段階における事業計画を踏まえた上で、専門家等にご助言を頂きながら調査手法等を検討しました。</p> <p>ご意見の点については、専門家等からのご指摘等はなかったものの、頂きましたご意見も参考に、また、専門家等のご助言も引き続きいただきながら、今後の手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、累積的影響については、既設風力発電所が対象事業実施区域から約5km離れており、影響は十分に小さいものと考えています。</p>
40	<p>(3) 環境影響の懸念について</p> <p>方法書の4章にある「環境影響が懸念される内容」では、北向山鳥獣保護区、北向山特別保護地区、長陽鳥獣保護区、冠ヶ岳鳥獣保護区の周辺に渡り鳥の主要な飛翔経路が存在しないため、計画地での風車建設によるバードストライクの発生などの影響は小さいと記載されている。しかし、方法書段階ではそのような前提には立たず、計画地全体が鳥類の主要な飛翔経路になっていることを想定して、調査方法を検討すべきである。</p>	<p>文献調査結果、専門家等からのご助言において、本地域が主要な渡り経路となっている結果はございませんでしたが、今後の現地調査において、できる限りの状況の把握に努めます。</p>
41	<p>(4) 鳥類の生態と気象状況を重視した調査について</p> <p>方法書の5章にある意見にもみられるように、鳥類に関しても詳細な調査が求められている。特にクマタカ、</p>	<p>現地調査にあたっては、様々な条件下での状況を把握することを目的に、3日×3回×2季（春季、秋</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>サシバだけでなく、周年生息するノスリや冬期のチョウゲンボウの計画地における生息地利用状況をはじめ、日本最大面積を有する阿蘇の草原で連綿と命をつないでいる草原性鳥類の詳細な調査が求められる。草原性の鳥類では、夏鳥のオオジシギや冬期に計画地周辺を利用する可能性のあるチュウヒについても生息の有無を確認する必要がある。</p> <p>また、フクロウ類の夜間調査が繁殖期に設定されているが、冬期に渡来するコミミズク、トラフズクに対する調査は設定されていない。文献調査からは、計画地はこれらの主要な渡りルートではないと記されているが、気象条件によって鳥類の移動経路は変わることが既に知られており、実際に、海鳥のオオミズナギドリが立野火山口瀬の出口である大津町で保護された例もある。熊本県でも、特に風の強い計画地であればこそ、様々な気象条件のもとで渡り鳥の調査を実施し、適切な影響評価を実施すべきである。</p>	<p>季)の調査としており、今後の現地調査において、できる限りの状況の把握に努めます。</p>
42	<p>(5) 県知事意見の順守について</p> <p>方法書の7章に記載されている県知事意見では、「渡り経路調査の(西部、中部、東部)を明らかにすること」、「既設の風力発電が、鳥類や小動物にどのような影響を与えているかという観点で調査を検討して行うこと」と述べられている。それを順守するには、文献調査や資料調査に頼ることなく、これまで述べてきたような幅広い視野を持った詳細な現地調査を実施する必要がある。</p>	<p>知事意見は「熊本県の西部・中部・東部を通過する個体群が存在することから、これらを把握できる時期の調査を検討すること」とあり、3日×3回×2季(春季、秋季)の調査としました。また、頂いたご意見のとおり、幅広い視野を持った現地調査の実施に努めます。</p>

日刊新聞紙における公告等

熊本日新聞（令和2年11月24日（火） 朝刊）

**環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づき（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称  
株式会社ジェイウインド（代表者：代表取締役社長 森本成、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）  
（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム（風力発電、最大二万七千五百キロワット）

■対象事業実施区域 熊本県阿蘇郡西原村小森及び鳥子並びに菊池郡大津町外牧他

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲  
熊本県阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 菊池郡大津町、阿蘇市

■方法書の縦覧  
①縦覧場所：熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局（1階玄関）、西原村役場（1階ロビー）、大津町役場（環境保全課窓口）、南阿蘇村役場（1階ロビーエレベーター横）

②縦覧期間：令和2年11月24日（火）～令和2年12月24日（木）  
縦覧時間：開庁日の午前8時30分から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

④電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所  
令和2年12月5日（土）10時～西原村・西原村構造改善センター  
令和2年12月6日（日）10時～南阿蘇村・久木野総合センター  
令和2年12月6日（日）14時～阿蘇市・阿蘇青少年交流の家（大研修室）  
令和2年12月6日（日）19時～大津町・エアポートホテル熊本（会議室）

■意見書の提出  
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置された意見書箱への投函により提出ください。※個人情報には必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間：令和2年11月24日（火）～令和3年1月13日（水）

■意見書提出先・お問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
（電源開発株式会社内）TEL03-3546-9600  
担当：相澤・門馬

## 熊本県公報への掲載

熊本県公報 第12980号 (令和2年11月24日(火))

## 公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、同法第7条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、同法第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会(以下、「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月24日

株式会社ジェイウインド 代表取締役社長 森本 成

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社ジェイウインド
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 森本 成
  - (3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム
  - (2) 種類 風力発電(陸上)
  - (3) 規模 風力発電所の設備の出力:最大17,500kW  
風力発電機の基数:5基(予定)、単基の定格出力4,000kW程度(予定)
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
熊本県阿蘇郡西原村小森及び鳥子並びに菊池郡大津町外牧 他

令和2年(2020年)11月24日 火曜 熊本県公報

第12980号 7

- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
熊本県阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町、阿蘇市
- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
    - イ 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)
    - ウ 西原村役場(1階ロビー)
    - エ 大津町役場(環境保全課窓口)
    - オ 南阿蘇村役場(1階ロビー、エレベーター横)
  - (2) 期間 令和2年11月24日(火)から令和2年12月24日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時00分まで(開庁時間に準ずる)
  - (4) 電子縦覧 <https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- 6 意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和3年1月13日(水)当日消印有効
  - (2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問い合わせ先まで郵送(当日消印有効)、又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。
  - (3) 意見書の提出に必要な事項を記載すること。
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
    - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年12月5日(土)午前10時から
  - (2) 場所 西原村構造改善センター 阿蘇郡西原村大字小森3204-1
  - (3) 日時 令和2年12月6日(日)午前10時から
  - (4) 場所 久木野総合センター 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰151-2
  - (5) 日時 令和2年12月6日(日)午後2時から
  - (6) 場所 阿蘇青少年交流の家(大研修室) 阿蘇市一の宮町宮地6029-1
  - (7) 日時 令和2年12月6日(日)午後7時から
  - (8) 場所 エアポートホテル熊本(会議室) 菊池郡大津町室1484
- 9 問合せ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)  
TEL 03-3546-9600  
(午前9時00分から午後5時00分まで(土日・祝日を除く))  
担当:相澤・門馬

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ (1/2)



[J-POWERグループ](#)
[お問い合わせ](#)
[JP | EN](#)


企業情報
事業情報
株主・投資家の皆様
環境・社会への取り組み
採用情報
ニュース
知る・学ぶ・楽しむ

環境・社会への取り組み > 環境への取り組み > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > (仮称) 新阿蘇にしはらウ
環境・社会への取り組み


風力発電事業に係る環境影響評価手続き

## (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファームにおける風力発電事業

---

|(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)

(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書 (以下、「方法書」) 方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 「(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価方法書」の届出・送付及び公告・縦覧について (PDF:150KB) 
- 表紙・目次 
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
- 第2章 対象事業の目的及び内容 
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 
- 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果 
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 
- 第7章 その他環境省令で定める事項 
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
- 資料編 
- (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム方法書\_要約書 
- ご意見記入用紙 (PDF:79KB) 

---

|(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)

配慮書の閲覧は2020年6月25日に終了しました。

---

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ (2/2)

### お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室  
TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## おすすめコンテンツ



3分でわかる！J-POWER  
J-POWERってこんな会社。J-POWERの事業や歴史についてでんき犬がわかりやすくご紹介いたします。



株主・投資家の皆様  
J-POWER (電源開発株式会社) の「株主・投資家の皆様」についてご紹介します。

#### 企業情報

ごあいさつ  
企業理念・行動規範  
企業概要  
J-POWERの歴史  
技術開発  
コンプライアンスの推進  
資材調達  
企業広告・広報ライブラリ  
電子公告

#### 事業情報

再生可能エネルギー  
火力発電事業  
原子力発電事業  
送変電事業  
通信・その他の事業  
海外事業

#### 株主・投資家の皆様

経営方針  
IRライブラリー  
IRカレンダー  
財務・業績情報  
社債・格付情報  
株主・株式情報  
投資をお考えの皆様へ

#### 環境・社会への取り組み

J-POWERグループの社会的責任(CSR)について  
環境への取り組み  
社会への取り組み

#### 採用情報

新卒採用情報  
障害者採用情報  
経験者採用情報  
グループ会社採用情報  
インターンシップ情報

#### ニュース

ニュースリリース  
お知らせ  
知る・学ぶ・楽しむ

J-POWERグループ

お問い合わせ

本店アクセスマップ

サイトマップ  
リンク

利用条件について

個人情報・情報セキュリティ基本方針

# 熊本県ホームページにおけるお知らせ

## (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム

最終更新日：2020年11月24日 | 環境生活部 環境保全課 TEL：096-333-2268 FAX：096-387-7612 [kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp)

【(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム】

手続の状況	方法書手続中
手続根拠	環境影響評価法
事業者	株式会社ジェイウインド
事業の種類	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ル(第一種事業))
事業の規模	発電所出力 最大17,500 kw (計画段階における想定規模)
事業実施想定区域	熊本県阿蘇郡西原村、菊池郡大津町
配慮書	知事意見照会 令和2年(2020年)5月25日(月曜日) 一般意見の募集及び公告縦覧等 令和2年(2020年)5月26日(火曜日)から 令和2年(2020年)6月25日(木曜日)まで
	現地視察及び第1回審査会 (現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 (審査会:書面審議により実施) 令和2年(2020年)6月15日(月曜日) ~令和2年(2020年)7月13日(月曜日) <a href="#">議事概要</a>
	知事意見 令和2年(2020年)8月12日(水曜日) <a href="#">知事意見</a>
方法書	公告縦覧 縦覧期間：令和2年(2020年)11月24日(火曜日)から 令和2年(2020年)12月24日(木曜日)まで 縦覧場所：熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ) 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関) 西原村役場(1階ロビー) 大津町役場(環境保全課窓口) 南阿蘇村役場(1階ロビー、エレベーター横) 電子縦覧は <a href="#">こちら</a> (外部リンク) (電子縦覧は、令和2年(2020年)12月24日(木曜日)まで閲覧可能)
	現地視察及び第1回審査会 -
	第2回審査会 -
	知事意見 -
準備書	公告縦覧 -
	現地視察及び第1回審査会 -
	公聴会 -
	第2回審査会 -
評価書	知事意見 -
	公告縦覧 -

このページに関するお問い合わせは  
 環境生活部 環境保全課 環境審査班  
 電話：096-333-2268  
 ファックス：096-387-7612  
[kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp)

(ID:33115)


 ※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。  
 PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。  
[別ウインドウで開きます](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [まちづくり](#) > [商工業](#) > (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の公表について

## (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の公表について

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）から、(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書が公表されましたので縦覧に供します。

1. 縦覧場所：西原村役場（1Fロビー）
2. 縦覧期間：令和2年11月24日（火）～令和2年12月24日（木）（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・閉庁日は除く）
3. 縦覧時間：閉庁日の8時30分～17時15分まで（開庁時間に準ずる）
4. 電子縦覧：[電源開発株式会社ホームページ](#)からもご確認できます。

### お問い合わせ

西原村役場 企画商工課

代表電話番号：096-279-3111 / 直通電話番号：096-279-3112

FAX番号：096-279-3506

[Twitter](#) | [シェア](#) | [LINEで送る](#)

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [環境対策課](#) > (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の縦覧について

## (仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の縦覧について

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2020年11月23日更新

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社 100%出資子会社）から、(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書が公表されましたので縦覧に供します。

### 縦覧期間等について

1. 縦覧場所：南阿蘇村役場（1Fロビー エレベーター横）
2. 縦覧期間：令和2年11月24日（火曜日）から 令和2年12月24日（木曜日）  
意見箱設置期間： " から 令和3年 1月13日（水曜日）  
（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・開庁日は除く）
3. 縦覧時間：開庁日の8時30分から17時まで（開庁時間に準ずる）
4. 電子縦覧：電源開発株式会社ホームページからご確認ください。  
（<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>）
5. 説明会の開催：日時 令和2年12月6日（日曜日）10時から12時  
場所 久木野総合センター

### この記事に関するお問い合わせ先

環境対策課 環境保全係  
〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1  
Tel：0967-67-3176 Fax：0967-67-2073

[お問い合わせはこちら](#)

 [前のページへ](#)

 [ページのトップへ](#)

[お問い合わせ](#) | [個人情報の保護](#) | [免責事項](#) | [このホームページについて](#) | [バナー広告掲載について](#)

### 南阿蘇村役場

法人番号 6000020434337  
〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1（交通アクセス）  
Tel：0967-67-1111（代表） Fax：0967-67-2073 [組織別電話番号一覧](#)

 **大津町** Ozu Town  
Official Website

文字サイズ [拡大](#) [標準](#) 背景色 [A](#) [A](#) [標準](#) [オープニングページへ](#) [防災サイト](#)

[Foreign Language](#) ENHANCED BY Google

[暮らし・手続き・生活環境](#) [福祉・保健・子育て](#) [教育・文化](#) [産業・就労・事業者向け](#) [行政情報](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [暮らし・手続き・生活環境](#) > [生活環境・住まい・ペット](#) > (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の縦覧について [もっと見る \(全3件\)](#)

## (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書の縦覧について

最終更新日：2020年11月24日

### (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書

#### 環境影響評価方法書の閲覧について

(株) ジェイウインドが大津町と西原村で計画している風力発電事業に関しまして熊本県の環境評価条例にもとづく環境影響評価方法書の縦覧を下記のとおり行います。

- 1.縦覧の場所**  
大津町役場（環境保全課窓口）
- 2.期間及び時間**  
令和2年11月24日（火曜日）～12月24日（木曜日）午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く）
- 3.意見受付期間**  
令和2年11月24日（火曜日）～令和3年1月13日（水曜日）午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く）
- 4.電子縦覧**  
[電源開発株式会社ホームページ（外部リンク）](#)からもご確認できます。
- 5.説明会の開催**  
日時 令和2年12月6日（日曜日）19時～21時  
場所 エアポートホテル熊本（会議室）

## 菊池郡大津町ホームページにおけるお知らせ (1/2)

このページに関する  
お問い合わせは

環境保全課  
〒869-1292  
熊本県菊池郡大津町大字大津1233  
電話：096-293-3113  
ファックス：096-293-0474  
[お問い合わせフォーム](#)

(ID:9734)

このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。  
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

別ウィンドウで開きます

### このページを見ている人は、こんなページも見ています。

- 2020年11月24日更新 [新型コロナウイルスの感染者発生状況（11月22日現在）](#)
- 2020年11月24日更新 [令和2年度大津町職員採用第2次試験の合格者について](#)
- 2020年11月24日更新 [「第4次大津町男女共同参画推進プラン策定等業務委託」公募型プロポーザル選定結果の公表](#)
- 2020年9月28日更新 [産交バス「大津駅南口線」バス停の新設について](#)
- 2020年10月27日更新 [大津町無料職業紹介所の求人情報一覧](#)

### ご覧になられたページ

[\[すべての履歴を削除\]](#)

2020年10月30日更新 [広報おおづ 2020年11月号](#) [x]

よろしければ、下記アンケートにご協力ください。（今後のホームページ作成の参考にさせていただきます）

- このページは見つけやすかったですか？  
 見つけやすかった  見つけにくかった  どちらとも言えない
- このページの内容はわかりやすかったですか？  
 わかりやすかった  わかりにくかった  どちらとも言えない
- このページの内容は参考になりましたか？  
 参考になった  参考にならなかった  どちらとも言えない
- ご意見・ご感想があれば記入ください

投稿

## 大津町

大津町役場 法人番号 2000020434035

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233 Tel:096-293-3111 Fax:096-293-4836

[開庁時間]月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

[交通アクセス](#) | [庁舎案内](#) | [各課へのお問い合わせ](#) | [ホームページについて](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

Copyrights(c)2018 ozu-town All Rights Reserved





[参考資料]

縦覧状況

<p>西原村役場（1階ロビー）</p> 	<p>南阿蘇村役場（環境対策課1階ロビー）</p> 
<p>大津町役場（環境保全課窓口）</p> 	<p>阿蘇地域振興局（1階玄関）</p> 